

「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」等の制定について

1 条例制定の背景

国による地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）」が施行され、関係法律の整備が行われました。

これを受けて、これまで全国一律に定められていた、介護サービス事業の指定等に関する基準等について、権限移譲により、都道府県や政令指定都市等の条例で定めることとなりました。

2 厚生労働省令で示された基準の分類

今回、制定する条例は、規定する内容によって、国の基準と異なる内容を定めることの「許容の程度」が異なっており、下記に示すとおり、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型に分類されています。

政令指定都市等はこの分類に従い、それぞれの基準を条例で定めることとなっています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
例	従業者の員数 など	利用定員	居室定員 非常災害対策 など

3 基準条例制定の考え方

「2 厚生労働省令で示された基準の分類」で示した3類型を踏まえ、現行の基準を精査し、国の基準と異なる独自の基準を定める必要がある部分については、パブリックコメントでの意見、これまでの指導事例等を踏まえ、検討を行いました。

4 条例の名称と構成

(1) 介護保険法関係

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

章・節	項目	対応する省令
第1章	総則	
第2章	指定居宅サービス事業者等の指定の要件（法人格の有無）	介護保険法施行規則
第3章	指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員	
第4章	介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	
第1節	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第37号)
第2節	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日省令第34号)
第3節	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第39号)
第4節	介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第40号)
第5節	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日省令第35号)
第6節	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日省令第36号)
第5章	雑則	
付則	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を含む	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第41号)

(2) 老人福祉法関係

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例

章	項目	対応する省令
第1章	総則	
第2章	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和41年7月1日省令第19号)
第3章	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第46号)
第4章	雑則	

(3) 社会福祉法関係

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

対応する省令：軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
(平成20年5月9日省令第107号)

5 基準の概要

(1) 本市条例における基準の枠組み

本市条例で定める各基準は、以下の「(2)本市の独自基準」に記載している内容を除き、現在の厚生労働省令と同じ基準となっています。

なお、各独自基準の適用サービスの範囲については、別紙「独自基準適用表」をご確認ください。

以下の説明中使用する用語について
「事業者」・・・施設も含まれます。

(2) 本市の独自基準

ア 非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)

国の基準	あり(非常災害対策)
独自基準	【義務付け】 事業者は、火災・風水害・地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを従業者に定期的に周知するとともに、これに基づく避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

設定理由	東日本大震災等を踏まえ、利用者の安全確保を強化するためです。
説明	災害種別ごとに対応計画を作成するとともに、避難訓練等の実施を規定するものです。

イ 地域との連携等（自治会等への加入）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	【努力規定】 事業者は、自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努めなければならない。
設定理由	地域に開かれた事業所運営を行っていくためには、日頃から自治会等の地縁による団体に加入するなどして、利用者と地域住民との交流の機会を設ける等、地域との連携を図っていくことが重要であるためです。
説明	「地域との連携」の1つの手段として、自治会等の地縁による団体へ加入することなどに努めなければならないことを規定するものです。

イ 地域との連携等（災害時における自治会等との協力体制）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	【努力規定】 事業者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。
設定理由	非常災害時には、地域での協力体制が不可欠なことから、自治会等との協力体制を築くことが重要であるためです。
説明	「地域との連携等」の一環として、非常災害時における自治会等との協力体制を築くよう努めなければならないことを規定するものです。

イ 地域との連携等（地域交流のためのスペース確保）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	【努力規定】 事業者は、地域との交流・連携を図るため、事業所及び施設内に地域交流のためのスペースの確保に努めなければならない。
設定理由	事業者は、事業の運営にあたり、地域との結び付きを重視し、積極的に地域住民との交流・連携を深めていく必要があるためです。
説明	事業所内において、地域との交流を図るためのスペースの確保に努めなければならないことを規定するものです。

ウ サービス記録の整備

国の基準	あり（記録の整備）
独自基準	<p>【義務付け】 介護報酬請求に関連する記録の保存期間は、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年とする。</p>
設定理由	<p>介護報酬の返還請求権は、公法上の債権として5年間の消滅時効が適用されるため、現行2年間の保存期間を5年間とする必要があるためです。</p>
説明	<p>介護報酬請求に関連する記録の保存期間を、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年間とするものです。ただし、それ以外の記録については、国の基準どおり2年間とします。</p> <p>経過措置として、条例の施行日（平成25年4月1日）において既に発生している記録の保存期間については、国の基準どおり2年間とします。</p>

エ 暴力団員等の排除

国の基準	規定なし
独自基準	<p>【義務付け】 事業者は、次のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(ア) 事業者または役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であること。</p> <p>(イ) 暴力団員等を事業所の従業者又は補助者として使用していること。</p> <p>(ウ) 暴力団員等が事業所の運営について支配していると認められること。</p> <p>(エ) 事業者又は役員等が福岡県暴力団排除条例（以下「県条例」という。）の以下の規定に違反したことにより勧告（県条例第22条）を受けたにもかかわらず、それに従わず、その旨を公表（県条例第23条第1項）されてから2年以内の者であること。</p> <p>【県条例が規定する禁止事項】 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等に利益供与してはならない（県条例第15条第2項） 暴力団員が暴力団員であることを隠蔽する目的であることを知って、暴力団員に自己の名義を利用させてはならない（県条例第17条の3） 暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、自己の不動産を譲渡等する契約をしてはならない（県条例第19条第2項） 暴力団事務所の用に供されることとなることを知っ</p>

	<p>て、他人の不動産を譲渡等する契約の代理又は媒介をしてはならない（県条例第20条第2項）</p> <p>(オ) 事業者又は役員等が、県条例の以下の規定に違反することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年以内の者であること。</p> <p>【県条例が規定する禁止事項】</p> <p>暴力団の威力を利用する目的で、あるいは暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員等に利益を供与してはならない（県条例第15条第1項）</p>
設定理由	適正なサービス提供のため、事業者から暴力団員等を排除する措置を講じる必要があるためです。
説明	暴力団員等の排除について、これまでは要綱に基づき誓約書を提出していただいておりますが、平成25年度以降は、この条例の規定に基づいて提出していただきます。

オ 居室定員【介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、特別養護老人ホーム】

国の基準	<p>あり（設備）</p> <p>居室の定員は、1人。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>平成25年4月1日時点で、既に指定を受けている介護老人福祉施設（平成25年4月1日以後に増築又は改築された部分を除く。）については「4人以下」とする。</p>
独自基準	<p>【義務付け】</p> <p>は国の基準どおりとする。</p> <p>は、平成25年4月1日時点で既に指定を受けている施設（条例施行後に増築された部分を除く）は「4人以下」とする。</p> <p>国の基準と異なる部分は、改築についても「4人以下」を認める部分です。</p>
設定理由	現在、多床室に入所している方については、施設の建替（改築）の際に、一定の配慮も必要であると考えためです。
説明	国の基準では、既設の施設であっても、「増築」「改築」する場合は「4人以下」が認められませんが、本市の独自基準として、「改築」する場合については、利用者の意向を確認した上で「4人以下」を認めるものです。

カ 霊安室の設置義務を解除【養護老人ホーム】

国の基準	<p>あり（設備）</p> <p>養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一～十四（略）</p>
------	--

	<p>十五 霊安室</p> <p>十六 (略)</p>
独自基準	<p>【義務付け解除】</p> <p>必ずしも設けなくてもよいこととする。</p>
設定理由	<p>既存の施設において、霊安室としての利用がほとんどないためです。</p>
説明	<p>これまで、養護老人ホームについては、霊安室の設置が義務付けられていましたが、平成25年度以降は設置義務がなくなります。</p>

独自基準適用表

介護予防サービスを含む

サービス種別	サービス名	居宅サービス										施設サービス			地域密着型サービス						その他							
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス	養護老人ホーム(老福法)	特別養護老人ホーム(老福法)	軽費老人ホーム(社福法)	
ア	非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)																											
イ	地域との連携等(自治会等への加入)																											
イ	地域との連携等(非常災害時における協力体制)																											
イ	地域との連携等(地域交流のためのスペース確保)																											
ウ	サービス記録の整備																											
エ	暴力団の排除																											
オ	居室定員																											
カ	霊安室																											

:独自基準が適用されるサービス